この基本構想は、駒ヶ根市の今後１０年間の目指すべき都市像を掲げ、その実現に向けて、すべての市民と行政が協働により、まちづくりを進めるために定めるものです。

第1章　基本理念（将来像）

まちづくりの目的は、平和な社会のもと、すべての市民が生きがいと活気に満ちて、安全で安心して心豊かに暮らせるまちを創ることにあります。

しかし、私たちを取り巻く社会は、地球温暖化などの環境問題、少子高齢化や人口減少社会の到来、低成長時代、地域コミュニティの希薄化など、多くの課題を抱えています。

こうした課題を乗り越え、心豊かな人づくりと次代に誇れるまちづくりを進めることが今に生きる私たちの責務です。

私たちは、一人ひとりがまちづくりの主役となり、豊かな自然を守り育て、安全で快適な生活環境を育むとともに、住み、働き、学び、集うすべての人とともに生き、個性と創造力を発揮し、市民憲章に掲げる互いに手をたずさえて、

「愛と誇りと活力に満ちた駒ヶ根市」を創造します。

私たちは、**『ともに創ろう！笑顔あふれるまち　駒ヶ根』**を合言葉にまちづくりを進めます。

笑顔あふれるまちとは、住む人も訪れる人も幸せを感じるまちです。住みよく、暮らしやすいまち、だれもがいきいきと楽しく暮らせるまちをみんなで力を合わせてつくります。

第2章　将来人口と土地利用構想

1　将来人口の見通し

我が国は、人口減少時代に入り、長期的に人口が減少していくといわれています。
駒ヶ根市の人口は、平成 20 年（2008 年）の 34,662 人をピークに減少に転じ、一般的な人口推計の算定式で機械的に計算すると、平成 26 年（2014 年） 32,915 人が 10 年後の平成 35 年（2023 年）には、30,900 人になると見込まれます。

また、これにあわせ、高齢化が進行し、前述の人口推計に基づく計算によれば、人口に占める６５歳以上の割合は、平成 26 年 28.4％が平成 35 年（2023 年）には 31.3％に達するものと見込まれています。

人口５万人規模の都市と同等の経済基盤を構築するため、定住人口や交流人口の増加に向けたまちづくりを進めます。

人口推計（総人口と年齢3区分別人口）

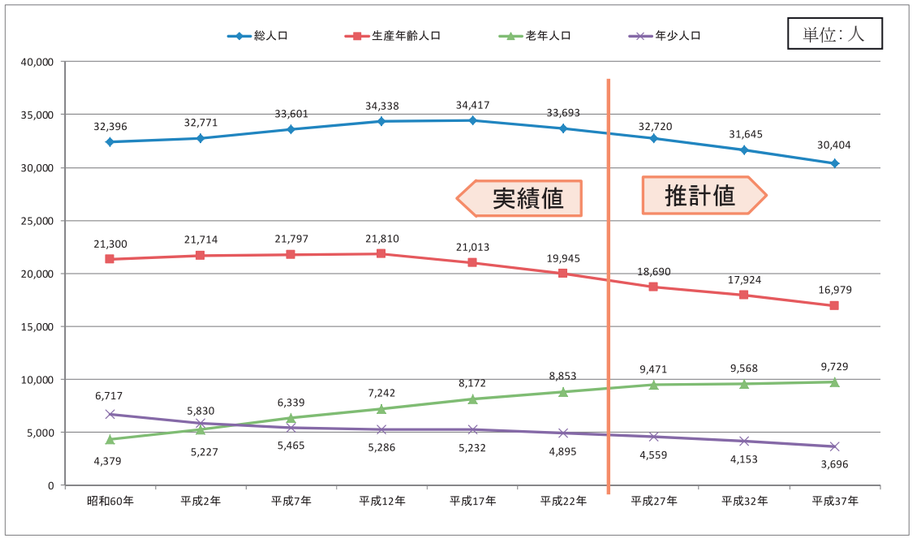

年	1985 昭和60年	1990 平成2年	1995 平成7年	2000 平成12年	2005 平成17年	2010 平成22年	2015 平成27年	2020 平成32年	2025 平成37年
総人口	32,396	32,771	33,601	34,338	34,417	33,693	32,720	31,645	30,404
生産年齢人口	21,300	21,714	21,797	21,810	21,013	19,945	18,690	17,924	16,979
老年人口	4,379	5,227	6,339	7,242	8,172	8,853	9,471	9,568	9,729
年少人口	6,717	5,830	5,465	5,286	5,232	4,895	4,559	4,153	3,696

2　土地利用の構想

(1)　土地利用の基本的方向

土地は、市民生活や社会経済活動等の共通の基盤であり、貴重な資源です。
したがって、土地利用にあたっては、市民、土地の所有者及び管理者、事業者の理解と協力のもと、公共の福祉を優先させ、本市の持つ自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮しつつ、市域全体の均衡ある発展をめざし、基本構想に掲げる展望にたって進めることを基本とします。

(2)　土地利用の構想

基本構想に基づき、進める土地利用の構想は、「土地利用構想図」に示すとおりです。
なお、具体的に土地利用を進めるにあたっては、別に定める「国土利用計画駒ヶ根市計画」により進めます。

小中学生から寄せられた“未来の駒ヶ根”の作品より

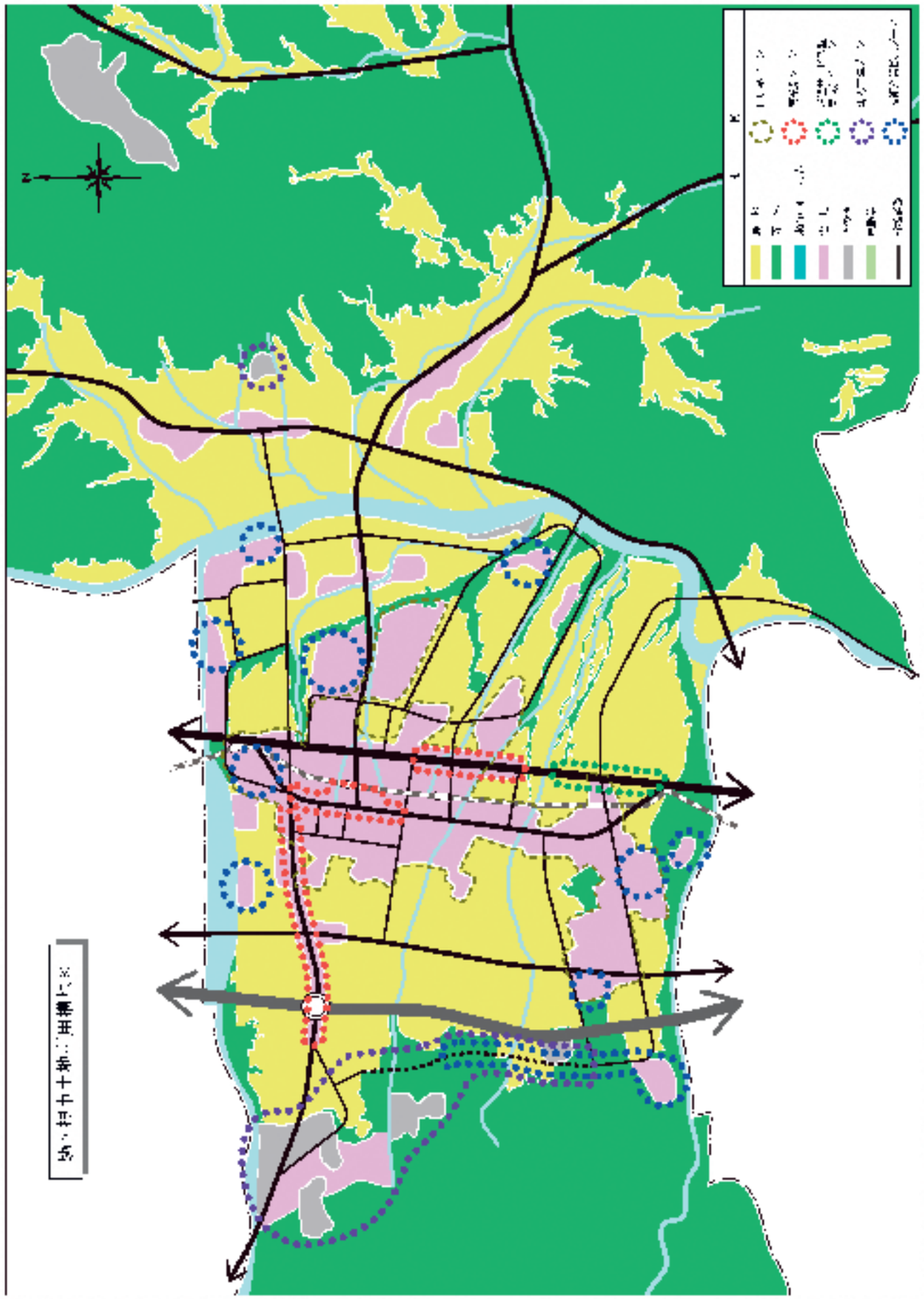

図：土地利用構想

第3章 基本目標及び政策の基本的な方向

私たちは、将来像を実現するため、次の７つの基本目標を定めます。

基本目標１ 「活力あふれる産業のまちづくり」（産業振興と雇用の確保）

地域の生活基盤を支える工業・商業・農業・観光業などの産業の発展を通じ、雇用機会を拡大し、活力あるまちづくりをめざします。

企業活動の活性化や体質強化への支援、新たな企業の誘致、定住促進や観光振興、農商工連携による６次産業化を進めるなど、地域産業が元気で、交流が盛んな、活力と賑わいのあるまちをめざします。

政策の基本的な方向

1 地域資源を活かした農林業の振興を進めます

◇優良農地を確保するとともに、有効活用し、農業を守ることで農村景観の保全を進めます
◇暮らしを豊かにする魅力ある地域農業を創出します
◇暮らしを守る森林の多面的機能を増進します

2 魅力と賑わいのある商業の振興を進めます

◇活力ある商業及びサービス業の振興を進めます
◇人が集まる「街なか」の魅力づくりを進めます

3 次代につながるものづくり産業の振興を進めます

◇次世代成長産業の振興と企業誘致を進めます
◇地域を支える中小企業の経営基盤強化を進めます
◇雇用の創出と優れた人材の育成を進めます

4 おもてなしと賑わいのある観光の振興を進めます

◇地域資源を活かした観光地域づくりを進めます
◇国内外からの誘客や交流の促進を図ります
◇ UI ターンと田舎暮らしの推進を図ります

基本目標２　「子どもたちが夢と希望にあふれるまちづくり」（子育て・教育環境の充実）

子どもたちは、将来の駒ヶ根市を築き上げていく、かけがえのない財産です。

今後、一層少子化やグローバル化が進むことが予想される中で、子どもたちを学校や家庭、地域など、社会全体できめ細かく支えながら、一人ひとりが自立できる確かな学力を身につけ、健やかな心身を育むことができる教育環境の充実したまちをめざします。

幼児期は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であり、自然の中での外遊びや運動遊びを通じて、たくましい体や豊かな感性を育んでいくことのできるよう幼児教育の充実したまちをめざします。

自らの夢と希望を描き、やがては、個々のもつ個性と能力を社会の中で発揮できる人間力を身に着けた子どもたちを育むまちをめざします。

政策の基本的な方向

1　生きる力を育む学校教育を推進します

◇学力向上や体力向上、人間性を育てる教育を推進します
◇学校や家庭、地域社会との連携強化による教育力向上を図ります
◇生きる力の基礎となる学校食育の推進を図ります

2　健やかな育ちを支える幼児教育を推進します

◇体力向上や自然体験を推進します
◇地域に根ざした特色ある園づくりを推進します
◇体験を通した幼児の食育を推進します

3　子育てによろこびを感じる家庭づくりを進めます

◇家庭の子育て力の向上を図ります
◇健やかな子どもの成長とその家庭に対する支援の充実を図ります
◇地域ぐるみの子育てを推進します

4　安心して産み育てることができる環境づくりを進めます

◇妊産婦の健康増進を図ります
◇乳幼児の発達に合わせた子育て支援を進めます

基本目標３　「災害に強い安全・安心のまちづくり」（防災・防犯対策の推進）

東海地震の発生確率は高まっています。東日本大震災を教訓に、災害時に的確に対応できる防災減災体制を確立し、安全・安心のまちづくりをめざします。

犯罪や交通事故、消費生活での被害をなくし、市民が安全に暮らせる社会の実現をめざします。

政策の基本的な方向

1　災害に強いまちづくりを進めます

◇防災体制を充実します
◇公共施設や民間建築物の耐震化を進めます
◇自主防災組織や消防団などの地域防災力の強化を図ります
◇土砂災害対策を推進します
◇土市街地の排水対策を推進します

2　安全に暮らせるまちづくりを進めます

◇防犯体制を強化します
◇交通安全対策を推進します
◇消費生活対策を推進します

基本目標４ 「豊かな自然を守り、快適に暮らせるまちづくり」（都市基盤整備・景観・環境保全）

豊かな自然、恵まれた生活環境を保全し、人と環境にやさしいまちをめざします。

リニア中央新幹線や三遠南信自動車道などの高速交通網へのアクセス整備や基幹道路整備などにより、経済活動を支え、住環境の利便性を高め、交流人口、定住人口の増加による活力あるまちをめざします。

雄大なアルプスや豊かな自然が織りなす景観を守るとともに、自然と調和したまちなみを創造し、市民が誇りを持てるまち、人々が訪れたいまちをめざします。

政策の基本的な方向

1 人にやさしい快適な生活環境をつくります

◇人にやさしい道路整備を推進します
◇安心して暮らせる住環境の整備を推進します
◇安全で安定した水道水を供給します
◇下水道整備と普及を促進します
◇地域公共交通を確保します

2 豊かな自然環境を守り育てます

◇再生可能エネルギーの普及拡大を推進します
◇環境保全を推進します
◇資源循環型社会の形成を図ります

3 高速交通網を見据えた都市基盤整備を進めます

◇幹線道路網の整備を進めます
◇高速交通網へのアクセス整備を進めます

4 次世代に伝える景観を創り、守ります

◇景観に配慮したまちなみを創造します

基本目標５ 「健康で安心して暮らせるまちづくり」（福祉・保健・医療の充実）

誰もが健康で、お互いに支え合い、尊重し合いながら、住み慣れた地域で、安全で安心して生活できるまちをめざします。

今後人口が減少していく中、より一層市民一人ひとりが元気に暮らしていくことの重要性が増しています。

そのためには、誰もが日頃から心身の健康づくりに積極的に取り組むとともに、健康を損なった場合でも、必要な医療を受けられる環境が整ったまちをめざします。

高齢者、障がい者などを地域社会全体で支える仕組みを構築し、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちをめざします。

政策の基本的な方向

1 健康で長寿のまちづくりを進めます

◇地域医療体制の充実を図ります
◇安心して受けられる医療・介護制度を確保します
◇健康づくり習慣の普及を図ります
◇高齢者の健康づくりと社会参加を進めます

2 支え合う福祉のまちづくりを進めます

◇住民同士が支え合う仕組みづくりを推進します
◇障がい者の生活支援と社会参加を推進します
◇生活困窮者への支援を図ります

基本目標６　「ともに学び、文化を育むまちづくり」
（生涯学習・文化・スポーツ振興）

すべての市民が生涯にわたり学ぶことができ、個性や能力を発揮できるまちをめざします。

優れた文化芸術に親しめる環境を創出し、地域固有の文化を育むことのできるまちをめざします。

健康で明るく活力に満ちた生活を送るため、身近でいつでもスポーツに親しむことのできるまちをめざします。

政策の基本的な方向

1　学ぶよろこびを感じられるまちづくりを進めます

◇生涯学習の支援と推進体制の整備を進めます
◇生涯学習施設の整備と活用を進めます

2　豊かな地域文化・芸術を育むまちづくりを進めます

◇文化財の保存と多面的な活用を推進します
◇創造的な文化芸術活動を推進します

3　スポーツ推進による健康で心豊かなまちづくりを進めます

◇市民スポーツを推進し、環境整備を進めます

基本目標７　「市民が主役のまちづくり」
（協働・男女共同・コミュニティの推進）

市民、企業、各種団体、NPO、行政などの多様な主体が、ともに知恵を出し合い、主体的にまちづくりに参加する協働のまちをめざします。

すべての市民の人権が尊重されるまちをめざします。

政策の基本的な方向

1　協働のまちづくりを進めます

◇市民参加と協働の仕組みづくりを進めます
◇市民活動を推進し、市民活動団体の育成を進めます
◇自治組織の活性化を進めます

2　すべてのひとが尊重されるまちづくりを進めます

◇男女共同参画社会づくりを進めます
◇国際交流と多文化共生を推進します
◇人権が尊重される社会を実現します
◇青少年健全育成を推進します

第4章　基本構想の推進に向けて

基本構想に掲げる将来像と基本目標の実現に向けて、下記の項目を基本に進めます。

1　健全財政及び効率的な行政運営の推進

基本構想に掲げる将来像と基本目標を計画的に実現してくためには、健全な財政運営と効率的な行政運営がその基盤になければなりません。

新たに行財政改革プランを策定し、計画的に健全な財政運営を進めるとともに、効果的な事業実施に取り組みます。

2　適切な公共施設管理の推進

社会教育施設や体育施設、福祉施設、観光施設などの多くが建設から相当な年数を経過しており、大規模修繕や機能強化が求められています。

「新たに施設をつくる」時代から「今あるものを上手に活用する」時代へと変わってきています。公共施設整備計画を策定し、真に必要とする施設については、適切な維持管理を行い、長寿命化を図るとともに、維持管理経費の平準化を図ります。

また、時代にあった施設となるよう機能強化などの整備を進めます。

3　広域連携の推進

(1)　上伊那広域連合、伊南行政組合などにより、広域的課題への対応を進めます。

(2)　リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備効果を地域振興に活かしていくため、伊那谷全体で、あるいは、三遠南信地域などにおいて、行政、経済界などが幅広く連携し合い、協力して取り組みます。